

新技術・新工法活用促進制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新技術・新工法活用促進制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、福岡県県土整備部の道路、河川、ダム、港湾、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地に関する事業（以下「県土整備部事業」という。）において、県内の企業等が開発した新技術・新工法を積極的に活用、普及することにより、県土整備部事業におけるコスト縮減や環境負荷低減等といった課題に対応するとともに、県内の企業等の開発意欲の向上や育成を図ることを目的とする。

(新技術等の定義)

第3条 本制度における新技術等とは、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 実用化されていること。
- (2) 県土整備部事業に活用が可能な新技術・新工法であること。
- (3) 使用する資材又は原材料が以下のいずれかに該当すること。

ア 新材

イ 福岡県認定リサイクル製品

ウ 福岡県認定リサイクル製品の認定品目となっていないもののうち、安定型産業廃棄物等を再資源化したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令に抵触しないもの

- (4) 技術に係る特許権等知的財産権の権利の侵害等がないこと。

- 2 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
- 3 「新技術・新工法」とは、原則として従来技術等と比較して、経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全のいずれかにおいて、同等以上のもの、又は同等以上と見込まれるものをいう。
- 4 「従来技術等」とは、県土整備部事業において標準的に使用され、標準積算の対象となる従来技術・従来工法をいう。
- 5 「安定型産業廃棄物等」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 安定型産業廃棄物
 - (2) 一般廃棄物のうち、それが事業活動に伴って生じた場合に、安定型産業廃棄物に該当するもの
- 6 「再資源化」とは、廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為をいう。

(申請者)

第4条 本制度に申請することができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 新技術等の技術開発者（共同開発者含む）又は独占的な技術行使権原を有するもの。
- (2) 県内に本社、支社、営業所、製造工場のいずれかがある企業等の法人である。

(申請者の欠格要件)

第4条の2 本制度に申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- (3) 以下の法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
 - 1 建設業法
 - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 3 大気汚染防止法
 - 4 騒音規制法
 - 5 水質汚濁防止法
 - 6 悪臭防止法
 - 7 振動規制法
 - 8 土壌汚染対策法
 - 9 砂利採取法
 - 10 採石法
 - 11 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例
 - 12 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - 13 その他建設工事の施工等に関する諸法令に違反し不相当であると認められるもの
- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの。
- (5) 法人でその役員又は第6条第9項に定める使用人のうちに、(1)から(3)までのいずれかに該当する者のあるもの。
- (6) 個人で第6条第9号に定める使用人のうち、(1)から(3)までのいずれかに該当する者のあるもの。

(技術基準の定義)

第5条 本制度における技術基準とは、次の各号に定める基準とする。

- (1) 申請時において、新技術等の技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている。技術の成立性の確認方法は、別紙「技術の成立性確認事項」に定める。
 - (2) 新技術等の適用範囲内において従来技術等と比較して優位である。ここで、新技術等と従来技術等を比較する項目は、経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全である。ただし、経済性の対象費用は、工事費、維持管理費、補修費に限る。
 - (3) 適合条件、適用範囲、県土整備部事業でのニーズ、法令・基準対応等が明確である。
- 2 「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や県等が定める基準等を満足することをいう。

(語句の定義)

第6条 この要領において「県」とは、福岡県をいう。

- 2 この要領において「県土整備部」とは、福岡県県土整備部をいう。
- 3 この要領において「技術調査室」とは、福岡県県土整備部県土整備企画課技術調査室をいう。
- 4 この要領において「公募要件」とは、第3条及び第4条の規定をいう。
- 5 この要領において「データベース」とは、新技術等を積極的に活用、普及を図るために、新技術等の情報検索などの情報処理が効率的に行えるよう整理したデータの集まり、及びデータの検索・閲覧ができるシステム自体をいう。
- 6 この要領において「申請情報」とは、公募要件に適合する新技術等をいう。
- 7 この要領において「基準適合情報」とは、公募要件に加えて技術基準に適合する新技術等をいう。
- 8 この要領において「登録者」とは、申請情報及び技術適合情報がデータベースに登録されている新技術等の申請者をいう。
- 9 この要領において「使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
 - (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事業所又は主たる事務所）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

(新技術等の公募)

- 第7条 県土整備部事業で新技術等を積極的に活用、普及を図るため、新技術等に関する情報を公募する。
- 2 公募の実施は、技術調査室が行う。
 - 3 公募は、県のホームページへの掲載等、広く周知できる方法で行う
 - 4 公募された情報は、審査のうえデータベースに登録し、公開する。

(技術評価委員会)

第8条 県土整備部は、次に挙げる事項の審査のため、技術評価委員会を設置する。

(1) 公募要件への適否

(2) 技術基準への適否

2 技術評価委員会の構成、運営等については別に定める。

(申請手続)

第9条 新技術等のデータベースに申請情報として登録を希望する者は、申請書と第3条及び第4条に適合することを証する書類を添えて県土整備部に提出しなければならない。また、基準適合情報として登録を希望する者は、第5条第1項に適合することを証する書類を加えて県土整備部に提出しなければならない。

2 複数の法人により申請する場合は、申請しようとする当事者の間で代表する者を定めて申請する。この場合、本要領に定めた申請者に係る責任の全ては、代表する者が負うこととする。

3 申請窓口は、技術調査室とする。

4 申請書については別に定める。申請書の様式は、技術調査室が指定するホームページに掲載する。

5 申請期間は、別に定める。

6 申請に必要な書類等は、申請窓口で電子メール又は郵送により提出する。

7 申請者へのヒアリングは、電話や電子メールにて行う。

8 申請の受付は、通年で行うものとする。

9 申請料は徴収しない。ただし、申請にあたって必要な資料の作成に係る費用は申請者が全額負担する。申請後に県土整備部より追加して求められた資料の作成に係る費用についても、申請者が全額負担する。

(審査)

第10条 データベースへの登録に当たっては審査を行う。

2 審査は、「申請情報」への登録のための「公募要件の審査」と、「基準適合情報」への登録のための「技術基準の審査」がある。

3 公募要件の審査は、技術評価委員会が、申請された新技術等の公募要件への適合性を申請書類に基づき実施する。審査の結果、公募要件に適合していると判断した場合は、その結果を電子メールにて通知するとともに申請情報に登録する。また、公募要件に適合していないと判断した場合は「登録不可」とし、県土整備部は申請者に対し、電子メールにより意見・アドバイスを含めて通知する。

4 申請者が基準適合情報への登録を望む新技術等は、公募要件の審査に続いて技術基準の審査を実施する。技術基準の審査は、技術評価委員会が申請された新技術等の第5条第1項に定める技術基準への適合性を申請書に基づき実施する。審査の結果、技術基準に適合していると判断した場合は、その結果を電子メールにて通知するとともに基準適合情報に登録する。技術基準に適合していないと判断した場合は、その結果を電子メールにて通知するとともに申請情報に登録する。

5 審査は、原則として年2回行うものとする。

(データベース登録・管理)

第11条 データベースへの登録・管理は、技術調査室が行う。

- 2 申請情報への登録は、公募要件の審査に合格したもの全てについて行う。
- 3 基準適合情報への登録は、技術基準の審査に合格したものについて行う。
- 4 登録内容は、申請書に記載された内容の範囲内とする。
- 5 データベースへの登録期間は、5年間を原則とする。ただし、基準適合情報の新技術等が活用された場合には、登録期間を合計で10年間まで延長できるものとする。
- 6 登録期間終了後は、速やかに登録を抹消する。
- 7 同一技術についての再申請は認めない。ただし、申請情報に登録された新技術等を、基準適合情報へ申請する場合に限り同一技術の再申請を認めることとする。
- 8 登録された新技術等は、県のホームページへの掲載等、広く周知できる方法で行う。

(活用)

第12条 県土整備部事業の実施にあたっては、基準適合情報を検索・閲覧することにより、新技術等の活用可能性を検討し、活用が可能な場合には活用する。また、基準適合情報は、設計業務委託で工法検討を行う際に必ず比較検討工法に加えることとする。

- 2 申請情報にある新技術等を活用した場合には、監督員は活用結果を技術調査室に報告しなければならない。
- 3 基準適合情報にある新技術等を活用した場合には、活用結果を技術調査室に報告しなければならない。技術調査室は、活用結果を「基準適合情報」への新たな情報として追加することができる。

(変更等の届出)

第13条 登録者は、登録された新技術等の申請内容に関して変更しようとする時、又は登録の取り下げをしようとする時は、技術調査室に電子メール又は郵送により届け出なければならない。

- 2 技術調査室は、変更内容の確認に必要な資料を登録者に求めることができる。この資料の作成に係る費用は、登録者が全額負担する。
- 3 技術調査室は、変更内容を精査し、必要があれば技術評価委員会に再審査を依頼する。

(掲載情報の提供の中止等)

第14条 以下のいずれかに該当する場合は、県土整備部は掲載情報の提供の中止又は取り消しを実施することができる。なお、県土整備部が必要と認める場合には、次に挙げる事項の審査のため、技術評価委員会を開催することができる。

- 1 掲載情報の提供を中止する場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該新技術等の掲載情報の提供を中止する。

その場合、県土整備部は、新技術等の申請者に提供を中止した旨を提供の中止に至った事由を付して電子メールにて通知するものとする。

ただし、新技術等の申請者から提供の再開の申し入れがあり、かつ提供を中止した事由が解消したことが明確に確認できた場合は、県土整備部は情報の提供を再開する。

- (1) 登録された新技術等が、第3条を満たさなくなったとき。
- (2) 登録者が、第4条を満たさなくなったとき。
- (3) 新技術等の安全性等について重大な欠陥があるとき。
- (4) 登録内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又はその疑いがあるとき。
- (5) 登録した新技術等が、他の技術の特許権等知的財産権などを侵害したと認められたとき又はその疑いがあるとき。
- (6) 登録した新技術等に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき。
- (7) 登録者が、法律に基づく処罰等を受けたとき。
- (8) その他、県土整備部が必要と認めるとき。

2 登録を取り消す場合

以下のいずれかに該当する場合、当該新技術等の登録を取り消すものとする。

その場合、県土整備部は、新技術等の申請者に取り消した旨を取り消しに至った事由を付して電子メールにて通知するものとする（(1)の場合を除く。）。

- (1) 登録者から電子メール又は郵送にて登録取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第1項(1)から(8)に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると県土整備部が判断したとき。
- (3) 第1項により当該新技術等の登録を中止してから、登録中止の状態が1年以上継続したとき。（ただし、係争中の場合等、やむを得ない理由がある場合はそのかぎりではない。）
- (4) その他、県土整備部が必要と認めるとき。

（責任の所在）

第15条 本制度は、県土整備部事業における新技術等の活用を促進するために登録・紹介を行うものであり、県土整備部が内容に関する認証を行うものでない。

- 2 本制度への登録に伴う苦情、紛争等への対応は登録者が行うものであり、県は何らの責任も有しない。
- 3 登録者は、新技術等の実施にあたり発注者、又は施工者から安全な施工及び品質の確保等に関する協力の依頼を受けた場合は、新技術等に係る技術情報の提供、施工等に係る助言、或いは技術者の派遣による指導等の協力を行わなければならない。
- 4 登録者は、県土整備部で発注する工事で、新技術等の活用等により不具合等が生じた場合は、登録者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。
- 5 登録者は、県土整備部で発注する工事で、新技術等の活用の中で前項の修復ができない場合は、登録者の負担により発注者、又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。
- 6 登録者は、前2項による負担が過大であると考えた場合、県土整備部等に対して負担の軽減を申し出ることができる。この場合、登録者は過大と考える内容及び理由並びに根拠を明示した資料を電子メール又は郵送にて県土整備部等に申し出なければならない。

7 登録者は、県土整備部で発注する工事で、新技術等の活用等により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任を負うものとする。

(その他)

第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、県土整備部が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成22年8月1日から適用する。

この要領は、平成23年10月31日から適用する。

この要領は、平成24年12月1日から適用する。

この要領は、平成25年2月27日から適用する。

この要領は、平成26年9月5日から適用する。

この要領は、平成28年9月27日から適用する。

この要領は、平成29年3月10日から適用する。

この要領は、平成30年10月29日から適用する。

この要領は、令和元年9月4日から適用する。

この要領は、令和2年12月1日から適用する。

別紙

技術の成立性確認事項

申請時において、新技術等の技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されていることとは、次の（１）及び（２）のいずれかに該当する必要がある。

（１）NETIS登録（事後評価が「有」の技術）

（２）公的機関による技術審査証明

（本技術基準評価表における公的機関とは以下の１４法人とする）

（一財）国土技術研究センター

（一財）土木研究センター

（一財）日本建設情報総合センター

（公社）日本測量協会

（一財）日本建設機械施工協会

（一財）ダム技術センター

（一財）日本建築センター

（一財）建築保全センター

（一財）砂防・地すべり技術センター

（公財）日本下水道新技術機構

（一財）先端建設技術センター

（公財）都市緑化機構

（一財）日本地図センター

（一財）ベターリビング